

パブリックコメント結果等に伴う「プロバイダ責任制限法検証に関する提言案」の修正について

1. パブリックコメント結果を踏まえての修正

- ・ P 6 脚注 6 に「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の取組の対象にファイル共有ソフトの「Winny」に加え、2011 年 10 月から「Share」が対象となることが検討されていることを追加。
- ・ P 1 6 に電子メールにより権利が侵害されている場合をプロバイダ責任制限法の対象に含めるべきかについての検討を追加。
- ・ P 3 2 に個体識別番号を開示の対象となる発信者情報に含めたとしても、携帯電話事業者による個体識別番号の割り当てが義務づけられるものではない旨追記。脚注 4 1 に、現状では、スマートフォンなど携帯電話端末によっては、携帯電話事業者が個体識別番号を割り当てていないものもあることを追記。
- ・ P 5 0 に「インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報が流通しており、国民が安心してインターネットを利用することができる環境を整備するため、それに対する効果的な対策を講じていくことが求められる。その際、インターネットでは、情報が国境を越えて流通するものであることにも留意することが必要である。プロバイダ責任制限法は、そのための一つの方策ではあるが、そのほかにも関係するガイドラインの策定など関係者により様々な対応が行われてきており、それらの対応が適切に行われることも期待される」ことを追記。
- ・ その他、誤字脱字を修正。

2. 文章の現行化

P 4 0 脚注 4 9 の「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」の説明について、パブリックコメント開始後の法案成立に伴い、現行化